

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社キョウラク

業者の住所 : 京都府京都市伏見区下鳥羽上三栖町169

2 指名停止の期間 : 令和4年7月29日～令和4年8月28日(1か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 近畿地区

4 事実概要

当該業者及び同社前代表取締役は、法人税法違反及び地方法人税法違反により、令和4年6月3日、京都地方検察庁に起訴された。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第15号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不适当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)